

意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年2月20日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年3月11日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備の技術基準を特定無線局の無線設備の規格として追加すること。（第15条の3関係）

二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）

- 三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。（第49条の6の7、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 四 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。（第49条の6の8、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、周波数分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。（第49条の6の9、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、時分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。（第49条の6の10、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、周波数分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。（第49条の6の11、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 八 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、時分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。（第49条の6の12、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 九 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日等
 - 一 公布の日から施行すること。
 - 二 所要の経過措置を設けること。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
 - ア 改正の内容
 - 一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備並びにこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第2条関係）
 - 二 その他規定の整備をすること
 - イ 施行期日
 - 一 公布の日から施行すること。
- (4) 周波数割当計画の一部変更案
 - ア 変更の内容
 - 一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の導入等に伴い、規定の変更を行うこと。
 - イ 施行期日
 - 一 公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、高速・大容量で利便性の高い移動通信システムである3.9世代移動通信システム、3.5世代移動通信システムの高度化システム及び2GHz帯TDD移動通信システムに係る規定整備を行うものである。

携帯電話は、第1世代のアナログ通信方式、第2世代のデジタル通信方式、第3世代及び3.5世代の高速デジタル通信方式と発展しているが、社会・経済活動の高度化・多様化を背景として、インターネット接続や動画像伝送等のデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられているところである。

このような状況を受け、国内外の技術の動向及び周波数の一層の有効利用を考慮し、現行のシステムを飛躍的に高度化する3.9世代移動通信システムとして、LTE(Long Term Evolution)及びUMB(Ultra Mobile Broadband)の2つの通信方式、3.5世代移動通信システムの高度化システムとして、HSPA Evolution(High Speed Packet Access Evolution)及びDC-HSDPA(Dual Cell- High Speed Downlink Packet Access)の2つの通信方式並びに平成19年12月にアイピーモバイル株式会社の開設計画の認定の取消しが行われた2GHz帯TDDバンド(2,010-2,025MHz)の利用を促進するためのシステムとして、モバイルWiMAX(IEEE802.16e)、IEEE802.20 625k-MC、次世代PHS、UMB-TDD(IEEE802.20-Widebandを含む)及びLTE-TDDの5つの通信方式を導入するため、関係規定の整備を行うものである。

周波数割当計画については、現行の第3世代移動通信システムよりも広帯域化する3.9世代移動通信システムを1.5GHz帯に收容するためには、更なる周波数拡張が必要となることを踏まえ、現在、デジタルMCA陸上移動通信用の周波数帯のうち使用期限が設けられていない帯域(1,455.35-1,465MHz及び1,503.35-1,513MHzの9.65MHz幅×2)について、デジタルMCA陸上移動通信の利用者が他のシステムへ円滑に移行するための十分な期間を確保すること及び3.9世代移動通信システムの円滑な導入を考慮し、東北、信越、北陸、四国及び沖縄にあっては平成22年3月まで、北海道、関東、東海、近畿、中国及び九州にあっては平成26年3月までとする新たな使用期限を設けるものである。

なお、この周波数帯において、現行の携帯無線通信用の周波数帯と同様に電気通信業務用のエントランス回線としての使用することを可能とし、また、2GHz帯TDD移動通信システムの技術基準として、現行のTD-CDMA及びTD-SCDMAの2つの通信方式に加え、モバイルWiMAX(IEEE802.16e)、IEEE802.20 625k-MC、次世代PHS、UMB-TDD(IEEE802.20 - Widebandを含む)及びLTE-TDDの5つの通信方式の導入を可能とするため、規定の整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
イー・モバイル株式会社	賛 成	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	

本件は、高速・大容量で利便性の高い移動通信システムである 3.9 世代移動通信システム、3.5 世代移動通信システムの高度化システム及び 2GHz 帯 TDD 移動通信システムの導入のため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

携帯電話については、第 1 世代のアナログ通信方式、第 2 世代のデジタル通信方式、第 3 世代及び 3.5 世代の高速デジタル通信方式へと発展してきており、現在も、社会・経済活動の高度化・多様化を背景として、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムの導入が期待されているところである。

今回の改正は、3.9 世代移動通信システムの 2 方式、3.5 世代移動通信システムの高度化システムの 2 方式及び 2GHz 帯 TDD 移動通信システムの 5 方式の円滑な導入に資するため、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

- 1 電波法施行規則の改正案では、3.9 世代移動通信システムの 2 方式及び 2GHz 帯 TDD 移動通信システムの 5 方式に係る陸上移動局の無線設備の技術基準を特定無線局の無線設備の規格として追加しているが、これは、これらの陸上移動局を包括免許の対象とするものであり、改正内容は適当と認められる。
- 2 無線設備規則の改正案では、3.9 世代移動通信システムの 2 方式、3.5 世代移動通信システムの高度化システムの 2 方式及び 2GHz 帯 TDD 移動通信システムの 5 方式に係る無線局の無線設備の技術基準を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、3.9 世代移動通信システムの 2 方式及び 2GHz 帯 TDD 移動通信システムの 5 方式に係る無線局の無線設備を特定無線設備に追加し、その審査方法を定めているが、これは、これらの無線局に対して簡易な免許手続を適用するものであり、改正内容は適当と認められる。
- 4 周波数割当計画の変更案では、3.9 世代移動通信システムの導入に向けて 1.5GHz 帯の周波数再編を実施することと等としているが、これは 3.9 世代移動通信システム等の円滑な導入のための措置であり、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。